

国家知的財産局
(モルドバ共和国)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MD. I
国内処理請求様式 (様式 F-01-BI-003-E-02-0211)	附属書 MD. II
審査請求 (様式 F-01-BI-004-E-01-0212)	附属書 MD. III

略語のリスト

国内官庁： 国家知的財産局 (モルドバ共和国)

MPL： 発明保護に関するモルドバ法

指定（又は選択）官庁 MD	国家知的財産局 (モルドバ共和国) 国内段階に入るための要件の概要	概要 MD
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	モルドバ語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付すべきである。これは、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示的に請求する場合は考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：ユーロ（EUR） 特許： 出願手数料 ² EUR 100 優先権主張手数料 EUR 100 審査手数料 EUR 400 第1年度から第5年度までの年金、各年 EUR 100 短期特許： 出願手数料 ² EUR 100 審査手数料 EUR 200	
国内手数料の免除、減額又は払い戻し	http://agepi.gov.md/en/inventions/fees を参照	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から3か月以内に提出しなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

MD	国家知的財産局 (モルドバ共和国) (続き)	MD
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ³	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ 出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡書類 ⁴ 出願人がモルドバ共和国に居住していない場合には、代理人の選任 権利移転に関する書類 ⁴	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して弁理士として手続を行うことが登録されている者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。